

人材の育成・活性化と労働移動を通じた 「構造的な賃上げ」の実現

令和 4 年 10 月 5 日
加藤臨時議員提出資料

人材の育成・活性化と労働移動を通じた「構造的な賃上げ」の実現

- 働く人の意識の変化や構造変化が加速していく中で、**人材の育成・活性化**や**円滑な労働移動**を促進することで、「多様な働き方」を可能とする労働市場の整備を通じた**「構造的な賃上げ」**を実現していく。

「多様な働き方」・「構造的な賃上げ」 を実現する好循環

内部労働市場

人材の育成・活性化を通じた賃上げ

個人の主体的なキャリア形成の促進

- 企業の多様な人材開発支援・個人支援、能力評価の充実を通じた本人の主体的なキャリア形成の促進。

新たな経験を通じた人材の育成・活性化

- 在籍型出向、事業・職務転換、副業・兼業等といった「新たな経験」を通じたスキルアップの促進。

ステップアップ等を通じた人材活用

- 非正規雇用の方々へのステップアップの機会を提供。
- 同一労働同一賃金の徹底。

しなやかな労働市場

様々な経済情勢の中においても、個人が多様な働き方を選択でき、安定した暮らしを送ることができる労働市場

外部労働市場

賃金上昇を伴う円滑な労働移動

市場全体の労働条件の改善

- より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業の取組を支援。
- 求人条件向上の指導強化等を通じた市場全体の賃金の底上げ。

継続的なキャリアサポート・就職支援

- 希望に応じた就職が行えるよう、企業外での継続的なキャリアサポート。

労働市場の見える化・インフラの強化

- 「労働市場の見える化」を進めるとともに、日本版O-NETの整備を行い労働市場インフラの強化を行う。

セーフティネットの再整備

- ハローワークを通じたきめ細やかな就職支援。次なる雇用情勢の悪化に備えた雇用保険財政の早期再建を行う。

參考資料

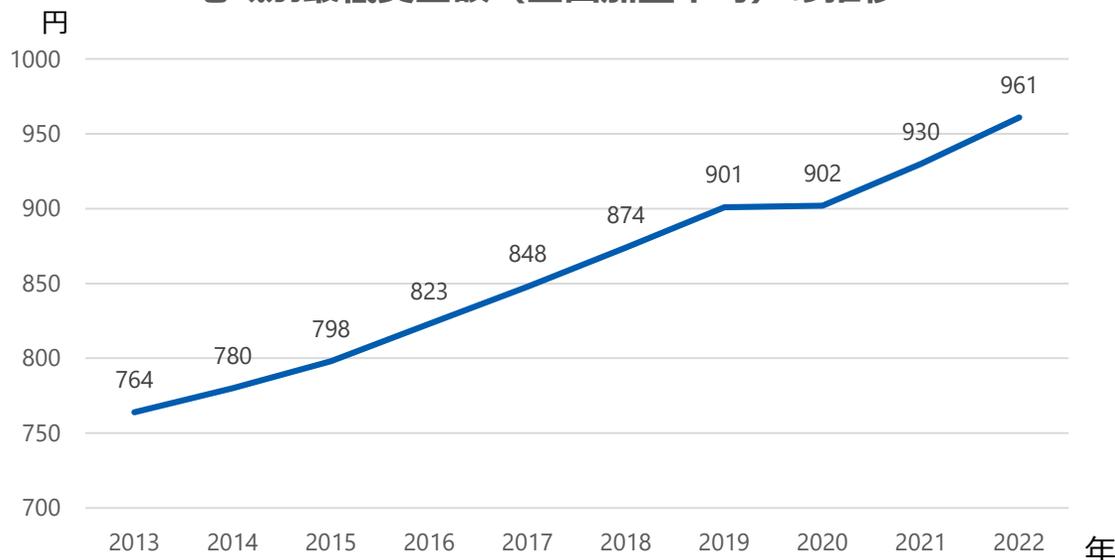
令和4年度の最低賃金について

- 8月2日、中央最低賃金審議会において、令和4年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和4年度の目安額は、全国加重平均で31円の引上げで、昭和53年に目安制度が始まって以降最高額。
- この目安額を踏まえ、8月23日までにすべての都道府県の地方最低賃金審議会が改定額を答申。47都道府県のうち、25局で目安額どおり、22局で目安額を上回る引上げとなり、全国加重平均で961円となった。

地域別最低賃金（全国加重平均）の引上げ額・率の推移

| 改定年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R01 | R02 | R03 | R04 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 引上げ額（円） | 15円 | 16円 | 18円 | 25円 | 25円 | 26円 | 27円 | 1円 | 28円 | 31円 |
| 引上げ率（％） | 2.0％ | 2.1％ | 2.3％ | 3.1％ | 3.0％ | 3.1％ | 3.1％ | 0.1％ | 3.1％ | 3.3％ |
| 改定額（円） | 764円 | 780円 | 798円 | 823円 | 848円 | 874円 | 901円 | 902円 | 930円 | 961円 |

地域別最低賃金額（全国加重平均）の推移



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

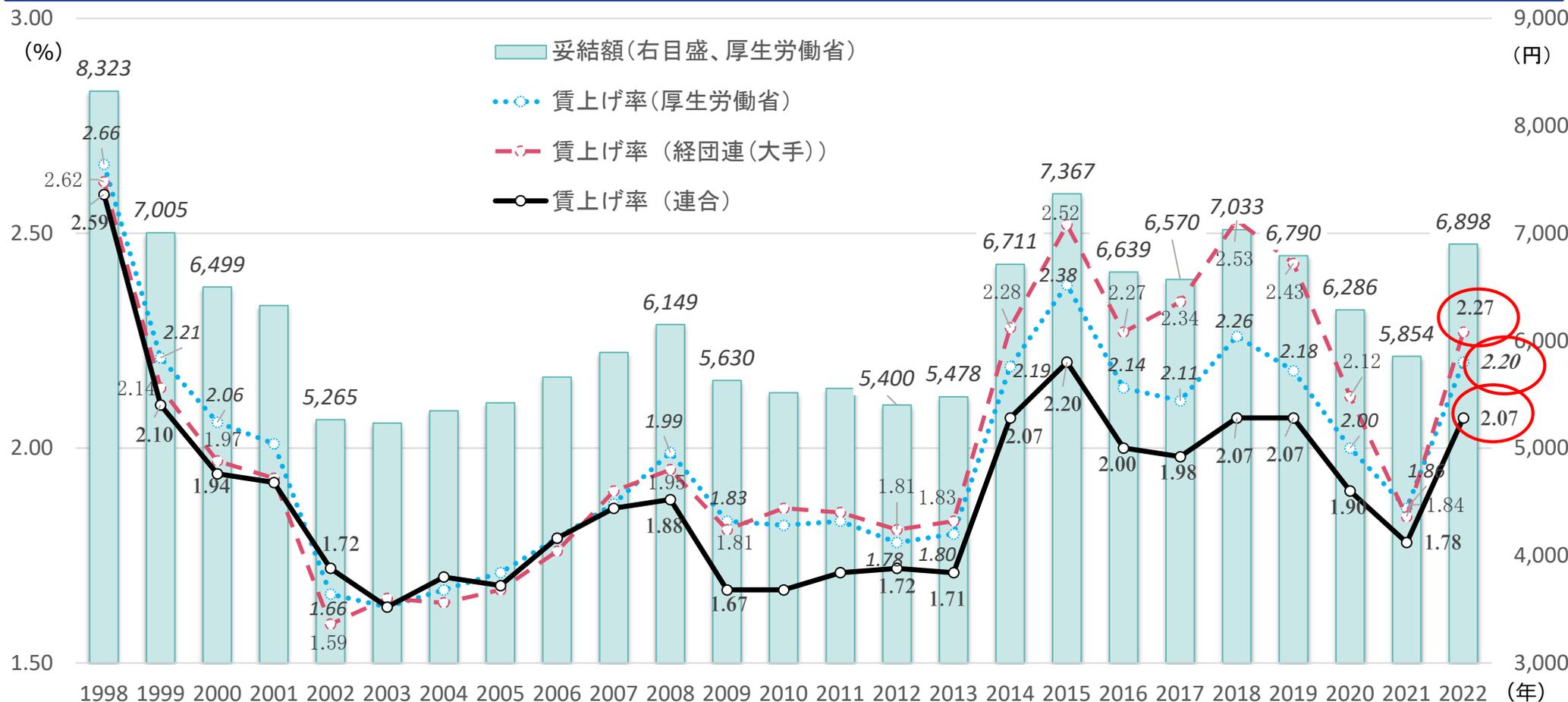
経済財政運営と改革の基本方針2022

（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

春闘の状況について（月例賃金）

○ 本年の月例賃金の賃上げ率は、4年ぶりに昨年同時期を上回っている。この20年間で2番目に高い水準（連合調査）。

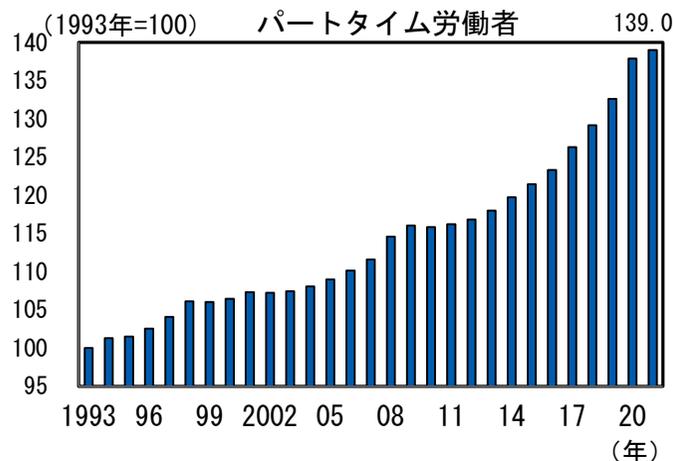
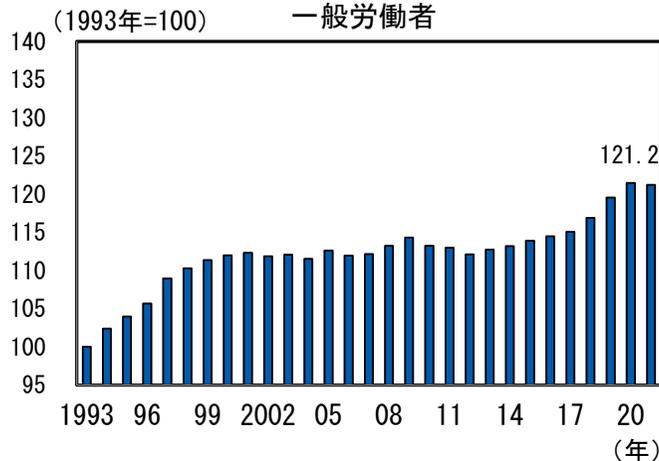
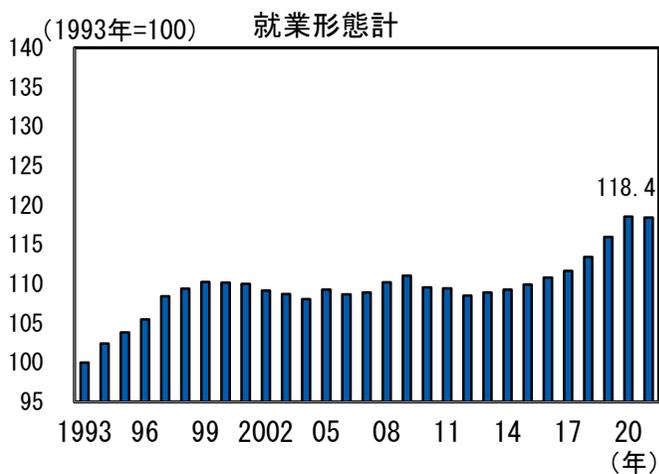


- (注) 1) 厚生労働省の2003年以前の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業、2004年以降は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である（加重平均）。
 2) 経団連（大手）の集計対象は、原則として、従業員500人以上の企業である。
 3) 連合の集計組合は規模計であり、299人以下の中小組合を含む。

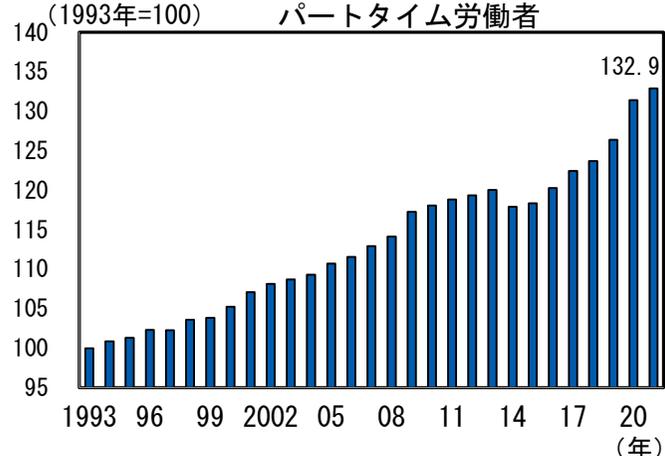
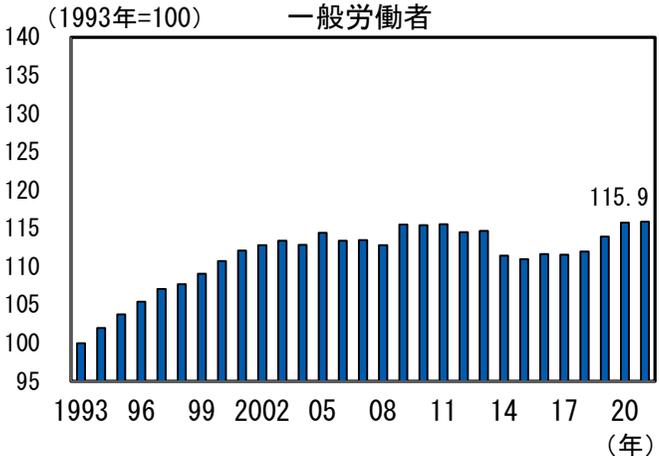
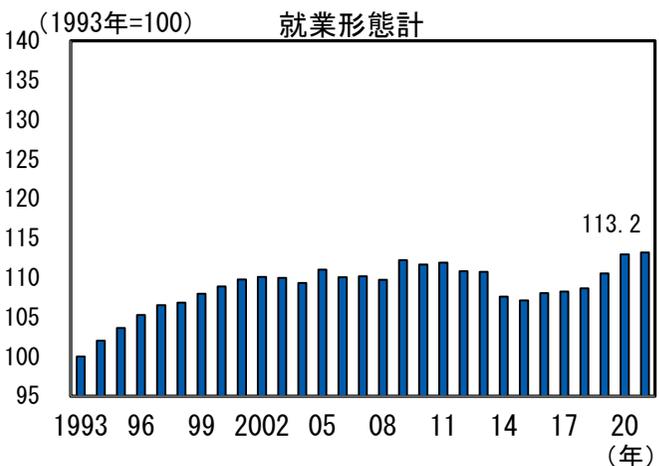
資料出所・厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」
 ・日本経済団体連合会「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果(加重平均)(最終集計)」
 ・日本労働組合総連合会「春季生活闘争最終回答集計結果」

就業形態別にみた時給換算した賃金（名目・実質）の推移

(1) 1時間あたり名目賃金



(2) 1時間あたり実質賃金



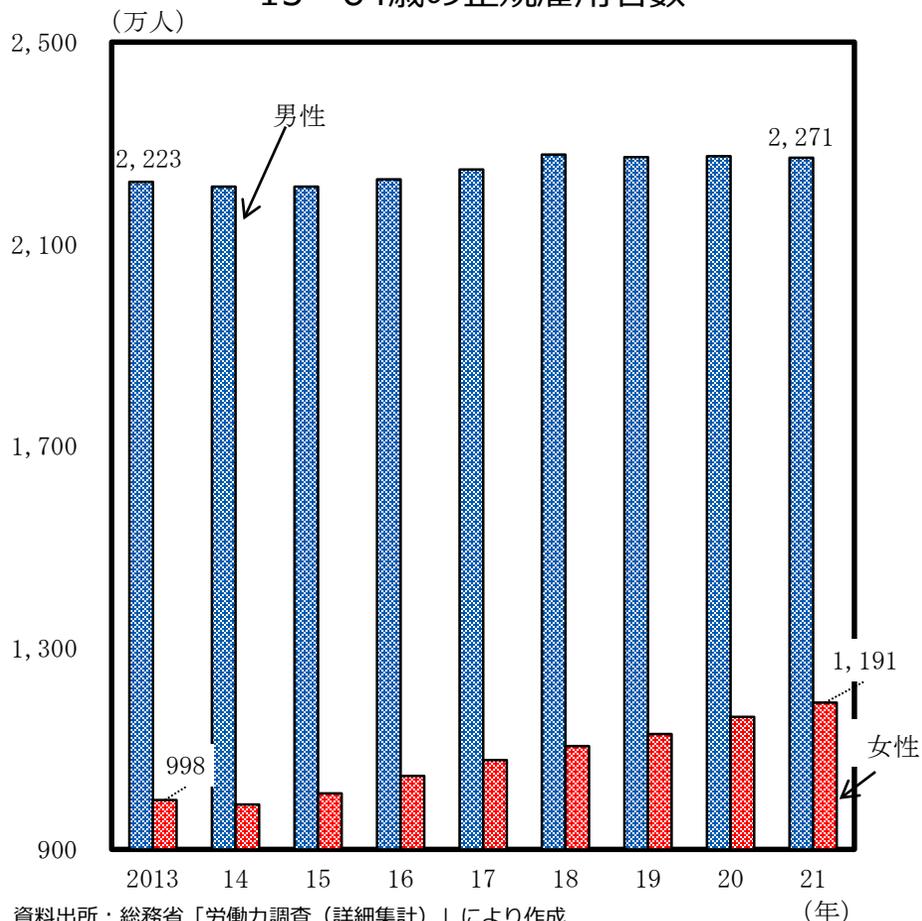
資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「消費者物価指数」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注)
- 1) 「毎月勤労統計調査」は、調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。
 - 2) 1時間あたり名目賃金は、「毎月勤労統計調査」における所定内給与指数を所定内労働時間指数で除した値である。
 - 3) 1時間あたり実質賃金は、2)の1時間あたり名目賃金を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除した値である。
 - 4) 1993年を100とした際の指数を、2021年に記載している。

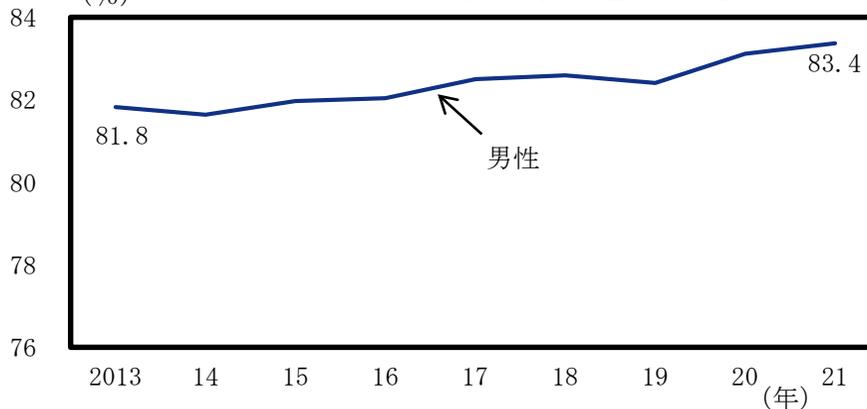
15～64歳の正規雇用者数等の動向

- 15～64歳の正規雇用者数を性別で見ると、2013年～2021年で、
 - ・男性では約50万人増加（2,223→2,271万人）
 - ・女性では約200万人増加（998→1,191万人）
- 雇用者に占める正規雇用者の比率をみると、2013年～2021年で、男性では約1.6%ポイント、女性では約4%ポイント上昇している。

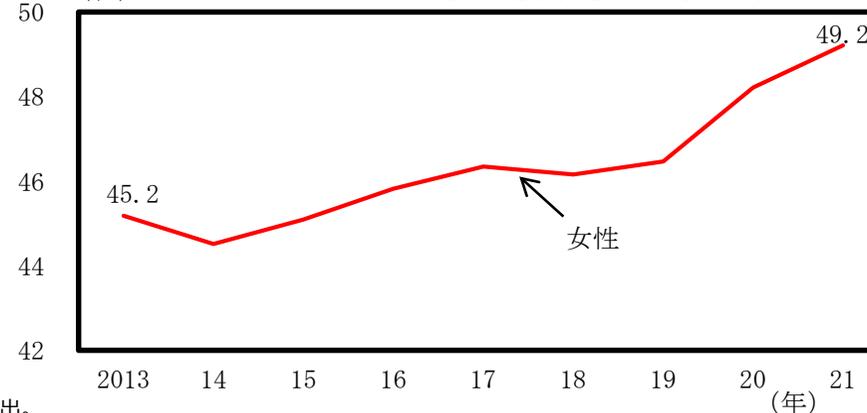
15～64歳の正規雇用者数



15～64歳の正規雇用者比率（男性）



15-64歳の正規雇用者比率（女性）



資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成
備考：15-64歳の正規雇用者数等については、年齢計の数値から65歳以上の数値を引くことで算出。